

# 遺産分割協議書

被相続人の最後の本籍 東京都杉並区阿佐ヶ谷南〇丁目〇番地  
最後の住所 東京都練馬区中村北〇丁目〇番〇号  
氏名 法務太郎  
相続開始の日 令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日上記被相続人法務太郎の死亡により開始した相続における共同相続人全員により、換価分割の前提として、以下の遺産を法務花子が相続する旨の協議が成立した。

## 1. 不動産

所在地 練馬区中村北〇町〇丁目  
地番 〇番〇  
地目 宅地  
地積 〇〇・〇〇m<sup>2</sup>

所在地 練馬区中村北〇町〇丁目 〇番地〇  
家屋番号 〇番〇  
種類 居宅  
構造 木造スレート葺2階建  
床面積 1階 〇〇・〇〇m<sup>2</sup>  
2階 〇〇・〇〇m<sup>2</sup>

2. 相続人全員は、本協議書に記載する以外の遺産については、法務花子が取得することに同意した。

3. 相続人全員は、法務花子が上記遺産を売却し、得られた代金を法務花子持分4分の2、法務次郎持分4分の1、法務三郎持分4分の1の割合で分けることに同意した。

上記のとおり協議が成立したので、この協議の成立を証明するために相続人ごとに本協議書を作成する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京都西東京市〇町〇丁目〇番〇号

法務花子 (実印)

東京都府中市〇町〇丁目〇番〇号

法務次郎 (実印)

神奈川県高津区蟹ヶ谷〇番〇号

法務三郎 (実印)